

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する告示新旧対象条文

○建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。</p> <p>イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章（第八節を除く。）の規定及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>ロ 地震に対して、建築物全体（令第百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第四十二条、第四十三条並びに第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。</p> <p>ハ ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。</p> <p>三 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震</p>	<p>第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章（第八節を除く。）の規定及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>ロ 地震に対して、建築物全体（令第百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。ハにおいて同じ。）が法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。</p> <p>ハ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震</p>

に係る部分を除く。) に定めるところによる構造計算によつて建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものであつて、令第四十六条第四項(表二に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十までの規定)に適合するものについては、この限りでない。

二・三 (略)

に係る部分を除く。) に定めるところによる構造計算によつて建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、木造の建築物のうち法第六条第一項第二号に掲げる建築物以外の建築物であつて、令第四十六条第四項(表二に係る部分を除く。)の規定に適合するものについては、この限りでない。

二・三 (略)